第二十五条第二項を削り、同条第一項中「特殊」を「第十六条第一項の特殊」に、「第二十三条第一項」を「同条第三項」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十六条第三項の認定を受けた建築物は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとみなす。

第二十五条を第十八条とする。

第二十六条中「第二十三条第一項の」を「第十六条第一項の規定による」に改め、同条を第十九条とし、第三章第一節に次の一条を加える。

（適用除外）

第二十条　この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一　居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

二　法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物

三　仮設の建築物であって政令で定めるもの

第三章第四節を削る。

第二十八条第一項中「第六条」を「第六条第一項及び第二項」に、「を同項」を「を次条第一項」に改め、同条第二項中「第三十一条第二項」を「第二十四条第二項」に、「第六条」を「第六条第一項及び第二項」に、「を同項」を「を次条第一項」に改め、第三章第五節中同条を第二十一条とし、第二十九条を第二十二条とする。

第三十条第五項中「第十七条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第二十三条とする。

第三章第五節を同章第二節とする。

第三章第六節中第三十一条を第二十四条とし、第三十二条を第二十五条とする。

第三十三条第五項中「第十七条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第二十六条とする。

第三章第六節を同章第三節とする。

第三章の二中第三十三条の二を第二十七条とする。

第三十三条の三第五項中「第十七条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第二十八条とし、第四章中第三十四条を第二十九条とする。

第三十五条第一項第一号中「第四十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第八項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条第九項を削り、同条を第三十条とする。

第三十六条第一項中「以下」を「次条から第三十四条までにおいて」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十七条中「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に、「以下」を「次条及び第三十五条において」に改め、同条を第三十二条とし、第三十八条を第三十三条とする。

第三十九条中「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十四条とする。

第四十条第二項中「第三十四条第三項各号」を「第二十九条第三項各号」に改め、同条を第三十五条とする。

第五章を削り、第四章を第五章とし、第三章の二を第四章とする。

第四十四条中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「単に」を削り、第六章第一節中同条を第三十六条とする。

第四十五条第四号中「第六十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第四十六条第一項第一号中「第五十条の適合性判定員が」を「第四十二条の適合性判定員が」に改め、同号イ中「(5)まで」を「(6)まで」に、「特定建築物の区分」を「建築物の区分」に改め、同号イ(5)中「特定建築物」を「建築物」に改め、同号イ(5)を同号イ(6)とし、同号イ(4)中「特定建築物」を「建築物」に改め、同号イ(4)を同号イ(5)とし、同号イ(3)中「特定建築物」を「建築物」に改め、同号イ(3)を同号イ(4)とし、同号イ(2)中「特定建築物」を「建築物」に改め、同号イ(2)を同号イ(3)とし、同号イ(1)中「合計が」の下に「三百平方メートル以上」を加え、「特定建築物」を「建築物」に改め、同号イ(1)を同号イ(2)とし、同号イに(1)として次のように加える。

(1)　床面積の合計が三百平方メートル未満の建築物　建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を八百二十で除した数

第四十六条第一項第一号ロ中「(5)まで」を「(6)まで」に、「特定建築物」を「建築物」に、「第五十条」を「第四十二条」に改め、同項第二号中「第六十三条第一項第二号イ」を「第五十五条第一項第二号イ」に改め、同号イ中「第六十三条第一項第二号イ」を「第五十五条第一項第二号ロ」に改め、同条第二項第四号中「第五十条」を「第四十二条」に改め、同条を第三十八条とし、第四十七条を第三十九条とする。

第四十八条第二項中「第四十四条から第四十六条まで」を「第三十六条から第三十八条まで」に改め、同条を第四十条とする。

第四十九条第一項ただし書中「第四十五条各号」を「第三十七条各号」に改め、同条を第四十一条とし、第五十条を第四十二条とし、第五十一条を第四十三条とし、第五十二条を第四十四条とする。

第五十三条第一項後段を削り、同条第三項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を変更するときは、当該変更に係る判定の業務の開始の日までに、変更後の判定業務規程を国土交通大臣に届け出なければならない。

第五十三条を第四十五条とする。

第五十四条第一項中「次項及び第七十九条第二号」を「次項第一号及び第三号並びに第七十六条第二号」に改め、同条を第四十六条とし、第五十五条を第四十七条とする。

第五十六条中「第四十六条第一項各号」を「第三十八条第一項各号」に改め、同条を第四十八条とする。

第五十七条中「第五十二条」を「第四十四条」に改め、同条を第四十九条とする。

第五十八条第二項中「第十七条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第五十条とする。

第五十九条第一項中「、あらかじめ」を削り、同条を第五十一条とする。

第六十条第一項中「第四十五条各号」を「第三十七条各号」に改め、同条第二項第一号中「第四十七条第二項、第四十九条第二項、第五十四条第一項、第五十五条」を「第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四十六条第一項、第四十七条」に改め、同項第二号中「第五十三条第一項」を「第四十五条第一項又は第三項」に改め、同項第三号中「第五十四条第二項各号」を「第四十六条第二項各号」に改め、同項第四号中「第五十三条第三項、第五十六条又は第五十七条」を「第四十五条第四項、第四十八条又は第四十九条」に改め、同条を第五十二条とする。